

一般社団法人日本体力医学会
日本体力医学会学会賞選定のための内規

平成2年1月13日制定
平成4年6月30日改訂
平成25年1月18日改訂
平成25年9月20日改訂
令和7年5月9日改訂

1. 各選考委員は選考年度の前年度刊行の体力科学および The Journal of Physical Fitness and Sports Medicine に掲載された原著論文の全てを通読し、各学会賞について所定の用紙に各論文ごとに次の区分の評点を記入して各年の6月末日までに委員長宛に送付する（事務局気付）。

〈評定表〉

以下の基準で各学会賞について評定をする。なお、各委員は3件以内に2点を、5件以内に1点を与えることができる。

- ・業績が特にすぐれていて学会賞として適切と思われるもの 2点
- ・業績としては評価できるが学会賞とするには若干力不足と思われるもの 1点

2. 前項による評定表の送付を受けた委員長は事務局に命じてその集計を行わせ一覧表にまとめ7月10日までにその旨、各委員に通知する。その後、7月末日までに選考委員会を開催する。

3. 選考委員会は評定一覧表にもとづき慎重な審査を行い学会賞該当論文無しという見地も含めて決定する。

4. 各学会賞該当論文は1編以下となるように努力する。

付則

本内規は、平成2年1月13日から施行する。